

新城市公共施設照明設備LED化業務に係るプロポーザル実施要領

1 事業概要

(1) 件名

新城市公共施設照明設備LED化業務

(2) 目的

国及び本市の計画では、温室効果ガス排出量を2030年度に2013年度比で52%削減することを目指しており、経済産業省のエネルギー基本計画では、2030年までに高効率照明をストック100%の普及を目指すとしている。

また、2027年末の蛍光灯等の製造・輸出入の禁止や、近年の高騰する電気料金にも対応する必要がある。

以上のことから、「温室効果ガス排出量の削減」及び「蛍光灯等の生産終了」並びに「高騰する電気料金」への対応のため、リース方式により公共施設照明設備をLED化することを目的とする。

(3) 業務内容

ア 対象施設照明設備の調査・設計

イ 対象施設の照明設備LED化スケジュール調整・作成

ウ リース方式によるLED化工事

エ リース期間中の保守管理

詳細は別添「新城市公共施設照明設備LED化業務 賃貸借仕様書（案）」のとおりとするが、この仕様書は要求基準を示したものであり、契約時に提案や協議結果により加筆修正を行うので留意すること。

(4) 対象施設

別表1「新城市公共施設照明設備LED化対象施設一覧」のとおり。

ただし、対象施設の事情や現地調査の結果等により、対象施設の増減及び賃貸借期間の変更を行うことがあるので留意すること。

(5) 照明器具の種類及び数量

様式12「新城市既設照明器具一覧及び提案照明器具記入様式」のとおり。

なお、様式12には見積額(税込リース金額)及び省エネ試算を記載する欄があるので、照明器具毎に記入すること。また、既設照明一覧は既設図面及び類似施設から拾い記載しているものであることを留意すること。よって、本市の都合や現場調査の結果等により、照明器具の種別及び数量の変更を行うことを前提に提案を行うこと。

(6) 履行期間

履行期間のうち、LED設置期間及び賃貸借期間は次のとおりとする。

ア LED設置期間

契約確定日の翌日から令和11年3月31日まで

イ 賃貸借期間

① 令和9年3月31日までにLEDを設置した施設

令和9年4月1日より10年間(120カ月)の賃貸借を開始するものとする。

- ② 令和9年4月1日から令和9年9月30日までにLEDを設置した施設
令和9年10月1日より10年間(120カ月)の賃貸借を開始するものとする。
- ③ 令和9年10月1日から令和10年3月31日までにLEDを設置した施設
令和10年4月1日より10年間(120カ月)の賃貸借を開始するものとする。
- ④ 令和10年4月1日から令和10年9月30日までにLEDを設置した施設
令和10年10月1日より10年間(120カ月)の賃貸借を開始するものとする。
- ⑤ 令和10年10月1日から令和11年3月31日までにLEDを設置した施設
令和11年4月1日より10年間(120カ月)の賃貸借を開始するものとする。

なお、各施設のLED設置スケジュール及び賃貸借開始スケジュールについては、受注者提案や発注者との協議により決定することとする。

2 事業費（提案限度額）

全対象施設の賃貸借料（120カ月）の総額

金564,632,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※地方自治法第214条の規定による債務負担行為を設定

3 実施形式

参加資格を有する業者の入札資格を妨げない公平性の確保及び広く業務に対する提案を募集して選定する客観性の確保の観点から「公募型」とする。

4 参加形態

プロポーザルに参加しようとする者は、リース役割を担う事業者(以下「リース事業者」という。)単独またはリース事業者を含めた複数の企業の共同体(以下「グループ」という。)とし、グループの場合は、本プロポーザルの参加表明時に全構成員を明らかにしなければならない。なお、グループの場合であっても、本市との賃貸借契約はリース事業者が受注者となって行うものとする。

(1) 構成員の役割ごとの分担業務

- ア リース役割：照明器具の賃貸借及び管理、契約等の諸手続
- イ 調査設計役割：現場調査・設計業務
- ウ 施工役割：照明器具の更新作業に係わる全ての業務
- エ その他の役割：上記アからウ以外の本事業に必要とされる業務

(2) 補足事項

- ア 構成員とは、リース事業者又はリース事業者と直接契約を締結する事業者をいい、各構成員（リース事業者は除く。）の下請となる事業者は含まない。
- イ グループの代表者は、リース事業者とし、事業遂行全般の責を負うものとする。
- ウ 各役割（リース役割は除く。）は、複数事業者での構成も可とする。
- エ 一事業者が複数の役割を兼ねることも可とする。
- オ 参加表明書の提出後は、応募者の構成員を変更することはできない。ただし、リース事業者を除き、本市が認めたときはこの限りではない。

5 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、本業務を効果的かつ効率的に実施することができる法人であって、次に掲げる事項を満たす者とする。

- (1) 応募者(構成員含む)は次のアからエまでの条件を全て満たす者であること。
 - ア 公告の日から見積執行の日までの期間において、新城市請負契約に係る指名停止等の措置要綱(平成17年10月1日)に基づく指名停止の措置及び新城市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書(平成23年3月31日新城市長・愛知県新城警察署長)に基づく排除の措置を受けていないこと。
 - イ 地方自治法施行令(昭和22年号外政令第16号)第167条の4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。)の規定に該当しないこと。
 - ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
 - エ 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (2) リース事業者は(1)に加えて、新城市入札参加資格者名簿に登録されており、業務(大分類)03「役務の提供」、営業種目(中分類)11「リース・レンタル」に登録があること。
- (3) 施工の役割を担う事業者は、建設業法(昭和24年法律第100号)に基づく電気工事業の建設業許可を有している者であること。また、過去5年(令和2年度以降)において、本業務と同種の業務で施工の役割を担った実績があること。
- (4) 調査設計の役割を担う事業者は、過去5年(令和2年度以降)において、本業務と同種の業務で調査・設計の役割を担った実績があること。

※同種の業務とは、国又は地方公共団体等が発注した業務で、一契約で20施設以上の照明設備をLED化した業務。なお、業務継続中の契約も実績として取り扱う。

6 募集内容

- (1) 募集方法
新城市公式ホームページの活用及び記者クラブ等への投げ込みなどにより、広く募集する。
- (2) 申込方法
参加申込書に必要書類を添付し、実施要領で定める提出日時までに提出するものとする。

7 担当部署・事務局

新城市役所総務部資産管理課

所在地 〒441-1392 愛知県新城市字東入船115番地

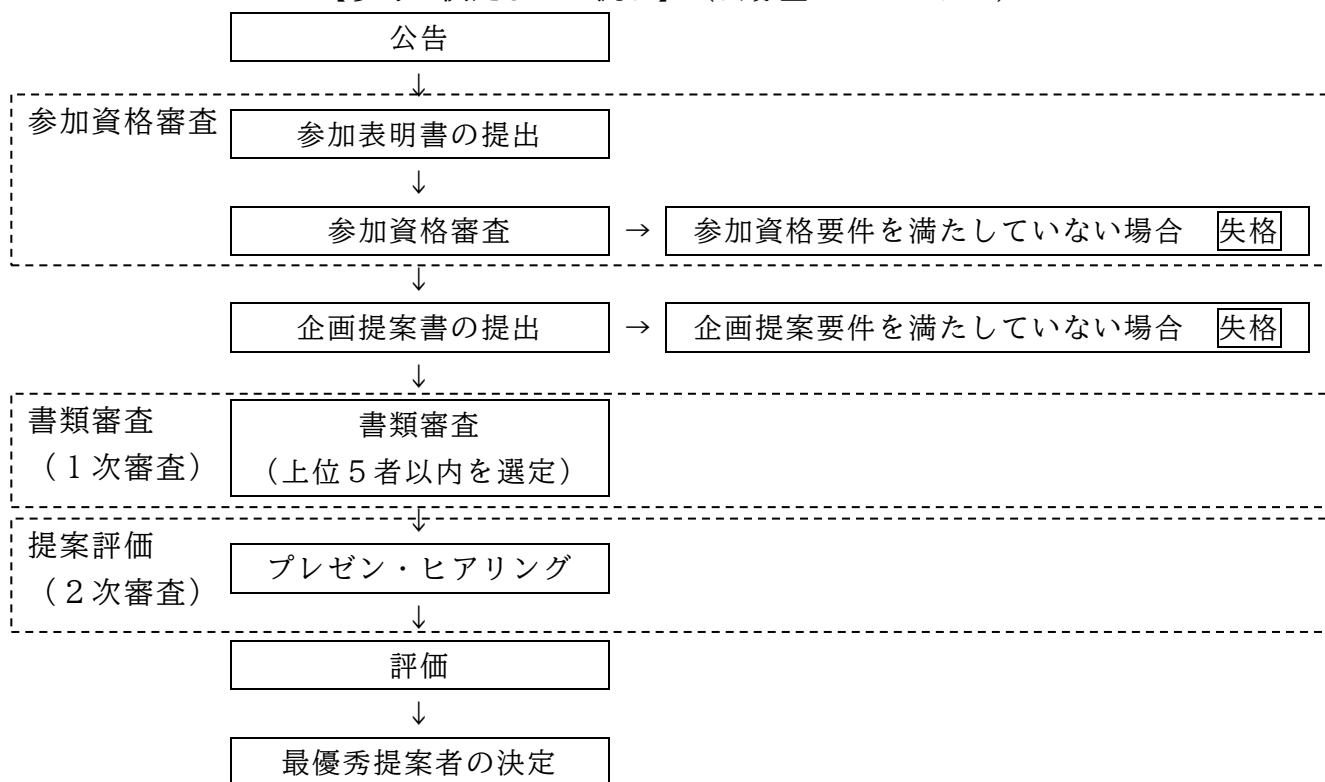
電話 0536-23-7614 (ダイヤルイン)

ファックス 0536-23-2002

電子メール shisan@city.shinshiro.lg.jp

8 候補者決定方法

【参考：決定までの流れ】（公募型プロポーザル）



※上記内容は、候補者決定までの主なフローであり、詳細日程は「9 実施日程」及び各関係要領等を参照すること。

9 実施日程

全体スケジュール（※全体スケジュールは、変更することがあります。）

令和8年	4月15日（水）	公告、実施要領配布
令和8年	4月30日（木）	質問書提出期限（受付締切）
令和8年	5月13日（水）	質問に対する回答期限
令和8年	5月20日（水）	参加表明書提出期限（受付締切）
令和8年	5月27日（水）頃	参加資格通知
令和8年	6月24日（水）	企画提案書提出期限
令和8年	7月2日（木）	第1次審査（書類審査）及び結果の通知
令和8年	7月21日（火）	第2次審査（提案評価）の実施、審査等
令和8年	7月下旬	特定・非特定通知
令和8年	7月下旬	事業実施に関する協定締結
令和8年	8月初旬	
	～	現地調査・設計
令和8年	11月下旬	
令和8年	12月下旬	基本契約締結

10 質問回答

(1) 提出方法

本プロポーザル実施に関しての質問がある場合、別紙質問書様式（様式1）に質問事項を記載の上、事務局の電子メールアドレスに添付ファイルとして提出（送信）すること。

なお、質問提出後、事務局へ電話でメール着信の確認をすること。

(2) 提出期限

令和8年4月15日（水）から令和8年4月30日（木）正午まで（必着）

(3) 質問に対する回答方法

質問に対する回答は一括してとりまとめ、令和8年5月13日（水）までに新城市公式ホームページ上に掲載することとし、個別の回答は行わない。

新城市公式ホームページ（資産管理課）URL：

<https://www.city.shinshiro.lg.jp/soshiki/100/100400/index.html>

(4) その他（留意事項）

ア 電子メールの件名（タイトル）は「【プロポーザル質問 社名（事業者名）】」とすること。

イ 添付ファイルは、必ずウイルスチェック（ウイルススキャン）を実施し、コンピュータウイルスに感染していないことを確認した上で送信すること。

ウ 質問内容を確認するため、事務局から問い合わせをする場合がある。

エ 持参、口頭又はファックスによる質問は受け付けない。

オ 質問に対する回答は、本実施要領を補完するものとする。

11 参加資格審査

(1) 申込方法

本プロポーザルへ参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次に掲げる書類に必要な事項を記載の上、事務局へ持参（受付は、土日祝日を除く8時30分から17時15分までの間に限る。）、郵送又は宅配便により提出すること。

提出書類	様式	提出部数
参加表明書	様式2	1部
公募型プロポーザル応募資格要件について	様式3	
グループ構成表	様式4	
各事業者概要	様式5	
同種業務の実績	様式6	
暴力団排除に係る調査承諾書	様式7	
国税及び地方税に係る納税証明書	提出前3ヵ月以内 写し可	
委任状	様式8	

(2) 申込期限

令和8年5月20日（水） 17時まで（必着）

（郵送の場合は、期限内必着とする。）

(3) 参加資格通知

参加希望者について、参加表明書等の書類により参加資格要件を満たしているか確認し、その結果を令和6年5月23日（木）までに電子メールにて参加希望者へ通知することとする。

なお、結果通知で参加資格を有することを認めた者（以下「提案者」という。）は、「12 提案書等作成方法及び辞退届の提出」に基づき、必要書類を作成し、提出すること。

また、参加資格審査に関する問い合わせ、異議申し立ては一切受け付けない。

12 提案書等作成方法及び辞退届の提出

(1) 提出方法

提案書等は、「新城市公共施設照明設備LED化業務プロポーザル提案書作成要領」に基づき作成し、提出期限までに事務局へ持参（受付は、土日祝日を除く8時30分から17時15分までの間に限る。）、郵送又は宅配便により提出すること。

(2) 提出期限

令和8年 6月24日（水）17時まで（必着）

(3) その他

プロポーザルの参加を辞退する場合は、辞退届（様式9）を「6 担当部署・事務局」に提出すること。

13 評価方法

(1) 評価委員会

「新城市プロポーザル方式の実施に関するガイドライン」に基づき、新城市公共施設照明設備LED化業務プロポーザル評価委員会（以下「委員会」という。）の設置をするものとする。

(2) 委員構成

委員会の評価委員（以下「委員」という。）氏名については、公正性を確保するため候補者の特定後に公表するものとする。

(3) 評価方法

評価は、委員が「新城市公共施設照明設備LED化業務プロポーザル評価基準」に基づき評価する。

(4) 企画提案要件

企画提案書とともに提出された参考見積金額が実施要領「2 事業費（提案限度額）」に示す金額を超えている場合、失格とする。

(5) 書類審査（1次審査）

企画提案書等の提出書類による書類審査とし、評価基準に基づいて評価し、評価点の上位5者以内を選定する。なお、1次審査の評価点が高点の場合、企画提案書の評価点が高い者から順位を付ける。

(6) 提案評価（2次審査）

ア プレゼンテーション・ヒアリングの実施

実施日は令和8年7月21日（火）予定とする。

プレゼンテーションは、パワーポイント等を用いて20分以内で説明するものとし、ヒアリング（質疑応答）は20分以内とする。なお、プレゼンテーション・ヒアリングで使用する資料は、提出書類（企画提案書等）に記載した内容に基づくものとし、新たな内容の資料提示は認めない。

2次審査に関する実施日、実施場所、実施時間、その他詳細については、提案者に通知する。

イ 使用機器等

パワーポイント等を用いる場合は、プロジェクター、スクリーン及びケーブル（D-Sub15ピン（ミニ）及びHDMI）は事務局で用意するが、その他の機器は提案者で用意すること。

ウ その他（留意事項）

- ① プレゼンテーション・ヒアリングの出席者は、3名以内とすること。
- ② プレゼンテーション・ヒアリングは非公開とし提案者を特定することができる内容の記述又は発言をしないこと。
- ③ プレゼンテーション・ヒアリングの実施順序は、提案書の受付順とする。

(7) 評価点

審査に参加した委員が評価した点数の合計平均が60点以上かつ最上位の提案者を最優秀提案者（以下「契約候補者」という。）とする。

14 評価結果（特定・非特定通知）

評価結果は、市から全ての提案者に対して電子メールと書面にて特定・非特定の理由を付して通知する。

15 契約の締結

(1) 基本協定の締結

本市及び契約候補者は、賃貸借契約の締結に向けた詳細な協議を実施するため、事業実施に関する基本協定を締結する。

(2) 現地調査及び詳細協議等

契約候補者は、各施設について現地調査を実施した上で、提案時に提出した資料を基に、見積書及び令和8年度から令和10年度のLED更新スケジュールを提出すること。また、提案内容及び現地調査の結果等を踏まえ、本市と事業内容についての調整に応じること。詳細協議が整わなかった場合には、審査結果において次点の者と協議を行うこととする。

(3) 契約の締結

契約内容について本市と協議が成立した場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約により、当該賃貸借契約を締結する。

(4) 契約の枠組み

ア 契約当事者

本市（発注者）及びリース事業者（受注者）

イ 締結時期

令和8年12月下旬(予定)

ウ 契約の概要

企画提案書及び賃貸借契約に係る協議内容に基づき締結するものであり、受注者が遂行すべき業務に関する内容、金額、支払い方法等を定める。

エ 契約金額

企画提案書及び現地調査後に提出された見積書で提示された金額を基に調整し、協議により決定する。

(5) 事業実施におけるリスク分担

本市と受注者の責任分担は、原則として別表2「予想されるリスクと責任分担」によることとし、本表に該当しない事項が発生した場合には、別途協議して対応するものとする。

16 提出書類の取り扱い

(1) 返却

提出書類等については、一切返却しないものとする。

(2) 保管及び廃棄

提出書類等については、新城市公文書管理規程（平成17年訓令第7号）の規定に基づき保存及び廃棄するものとする。

(3) 著作権

ア 提案書の著作権は、提案者に帰属する。ただし、新城市は本プロポーザルの実施において必要の範囲で複製することができるものとする。

イ 新城市が提案書を他に利用しようとする場合は、あらかじめ提案者の承諾を得た上で、無償で使用及び複製できるものとする。

17 情報公開

本プロポーザルに関する要領、評価基準及び企画提案者並びに特定者については、本業務の契約締結日以降において新城市公式ホームページで公開するものとする。

なお、参加表明書類及び提案書に関しては公表しないものとする。ただし、新城市情報公開条例（平成17年条令第25号）の規定に基づき、本プロポーザルに関する公文書の開示請求があった場合は、提出書類を開示する場合がある。

18 その他

(1) 必要経費負担

本プロポーザルの実施における書類等の作成及び提出並びにプレゼン等に係る一切の経費は、参加希望者の負担とする。

(2) 失格要件

次に掲げるいずれかに該当する場合は失格とする。

ア 参加資格要件を満たさなくなったとき。

イ 参加表明書類、提案書に虚偽の内容が記載されているとき。

- ウ 委員、その他関係者に対し不当な活動を行った事実が認められるとき。
- エ 提出書類が本実施要領に定める以外の方法により作成又は提出したとき。
- オ 前各号に定めるもののほか、本プロポーザルの提案にあたり著しく信義に反する行為等により委員会が失格であると認めたとき。
- カ 参考見積金額が実施要領「2 事業費（予算額）」に示す金額を超えているとき。
- キ 審査に参加した委員が評価した点数の合計平均が60点に満たないとき。

(3) 言語等

本プロポーザルの実施において使用する言語は日本語、通貨は日本円、時間及び単位は、日本の標準時間及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。

(4) 異議申し立て等

本プロポーザルの審査に関する問い合わせ及び評価結果の異議申し立てについては受け付けない。

(5) 営業行為の制限

本プロポーザルの告示の日から契約締結までの期間中、新城市に対し本業務に関する営業行為を禁止とする。

(6) 提案書の閲覧

提案者は、本プロポーザルで使用した提案書を雑誌、広報紙、その他一般の閲覧に供する場合は、あらかじめ新城市の承諾を得ること。

(7) 本市が提供する資料の取扱い

本市が提供する資料は、応募に係わる検討以外の目的で使用してはならない。

(8) 複数の応募者の構成員となることの禁止

応募者の構成員は、他の応募者の構成員となることはできない。